

男のおはして、此日の荒れて日ごろ經給ふは、をのがまはべる事なり、それは萬の社に額のか、りたるに、おのがもとにまもなきがあしければ、かけむと思ふになべての手してか、せむがいとわろく侍れば、われにか、せたてまつらんとおもふにより、このおりならではいつかはとて、とめ奉りたるなりとの給ふに、たれとか申すととひ申し給へば、この浦のみしまに侍るおきななりとの給ふに、夢のうちにいみじうがしこまり申すとおぼすに、おどろき給ひては、またさらにもいはず、さていよへわたり給ふにおほくの日あれつる日ともなく、うらくとなりて、そなたさまにおひかせふきて、とぶがごとくまうでつき給ひぬ、ゆたびく、あみ、いみじくけさいして、きよまはりて、日の装束して、やがて神の御まへにてかき給ふ、やしろの官どもめしいで、うたせて、よく法のごとくしてかへり給ふに、つゆおそる、事なくて、すゑのふねにいたるまで、たひらかに上り給ひにき、わがする事を、人間の人のほめあがむるだに興ある事にてこそあれ、まして神の御心に、さまでほしくおぼしけむこそ、いかに御心おごりし給ふらむ、またおほかたこれにぞ日本第一の御手のおぼえは、こののちぞとりたまへりし、六波羅密寺のがくも、このだいにのかきたまへる、さればかのみしまの神の額と、此寺のとはおなじ御手に侍り、

〔吾妻鏡〕壽永元年六月五日甲辰、熊谷二郎直實者、匪勵朝夕恪勤之忠、去治承四年追討佐竹冠者之時、殊施勳功、依令感其武勇、給武藏國舊領等、停止直光之押領、可領掌之由、被仰下、而直實此間在國、今日令參上、賜件下文云云、

下武藏國大里郡熊谷次郎平直實所定補所領事

右件所、且先祖相傳也、而久下權守直光押領事停止、以直實爲地頭之職、成畢、其故何者、佐竹毛四郎、常陸國奥郡花園山楯籠、自鎌倉令責御時、其日御合戰、直實勝萬人前懸、一陣懸壞、一人當千顯高名、其勳賞、件熊谷郷之地頭職成畢、子々孫々永代不可有他妨、故下、百姓等宜承知、敢不可違失、